

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：兵庫県（知事部局等）

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3% (76.7%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.2% (75.8%)
全職員	74.2% (73.9%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。( )は全職員。

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.6% (100.2%)
本庁課長相当職	95.0% (81.4%)
本庁課長補佐相当職	97.3% (96.7%)
本庁係長相当職	97.1% (97.8%)

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.9% (93.7%)
31～35年	95.8% (94.3%)
26～30年	93.2% (91.4%)
21～25年	88.8% (86.8%)
16～20年	84.2% (74.7%)
11～15年	82.2% (76.8%)
6～10年	89.9% (73.9%)
1～5年	94.1% (69.2%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。( )は全職員。

#### 【説明欄】

- 制度上男女の差異はない。
- 任期の定めのない常勤職員については、男性の方が平均勤続年数が長く、平均給与が高い。また、超過勤務手当、扶養手当についても、男性が女性を上回っている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員については、短時間勤務の職員が占める割合が男性よりも女性の方が高く、給与差異が生じている。
- 男性職員は常勤職員が常勤職員以外よりも多いのに対し、女性職員は常勤職員以外が常勤職員より多いため、全職員の給与差異が生じている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。